

○厚生労働省告示第百五十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務（平成十五年厚生労働省告示第百七十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	
<p>補助金等の名称</p> <p>(項) 高齢者日常生活支援等推進費</p> <p>(目) 地域支援事業交付金</p> <p>(項) 介護保険制度運営推進費</p> <p>(目) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金</p> <p>(目) 地域介護・福祉空間整備推進交付金</p> <p>(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金</p>	<p>厚生局及び四国厚生支局が行う事務の内容</p> <p>一〇二十四 (略)</p>
改正前	
<p>補助金等の名称</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(項) 介護保険制度運営推進費</p> <p>(目) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金</p> <p>(目) 地域介護・福祉空間整備推進交付金</p> <p>(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金</p>	<p>厚生局及び四国厚生支局が行う事務の内容</p> <p>一〇二十四 (略)</p>